

2014年 3月発行
日光口地区まちづくり協議会

まちづくり協議会発足から約1年半—— ついに田園まちづくり計画策定，3/13告示。

—昨年9月のまちづくり協議会発足以来、約1年半の活動を続けてきました。そして、その成果のひとつが実現しました。検討会やアンケートにご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

まちづくり計画の案は、昨年12月15日の総会での審議、承認を経て、市長に申請をおこないました。その後、市内部での審議の結果、無事認定されました。

日光口地区田園まちづくり
計画が市の審議会でも認定

また、地区に必要な建築物を建てることのできる「特別指定区域」も3月13日に告示されました。

今後は、この計画に基づいてまちづくりを進めていくとともに、さらなる区域の指定などに向けた定期的な計画の見直しや、新たな課題解決をめざした取り組みなどに発展できればと思います。これからも日光口地区のまちづくりにご参加、ご協力をぜひよろしくお願いいたします。

「地区まちづくり計画」「特別指定区域」に関する資料の詳細は日光口公民館および加古川市都市計画課にてご覧いただけます。
※「まちづくりに関する方針」「土地利用計画図」「特別指定区域図」については次頁以降をご参照ください。

日光口地区は、**田園まちづくり制度により**
加古川市の都市計画で「市街化調整区域」に指定されている

市街化調整区域は、基本的に、良好な自然環境や農業環境を保全・育成する区域です。そのため、無秩序な市街化を抑制するため、開発が厳しく制限されています。

まちづくり協議会をつくり、以下の内容を考えていく。

土地利用計画図：良好な自然環境，地域の宝，農業の資源などを守る区域と集落の活性化のために活用する区域をまちづくりの方針に基づき区分する。

特別指定区域図：まちづくり計画の実現に向けて，必要な建築物が建築できるよう指定する。

地縁者などの住宅や地域の活性化の取り組みなどに必要な建築物の許可が可能となります。

「地区まちづくり計画」認定「特別指定区域」決定しました。

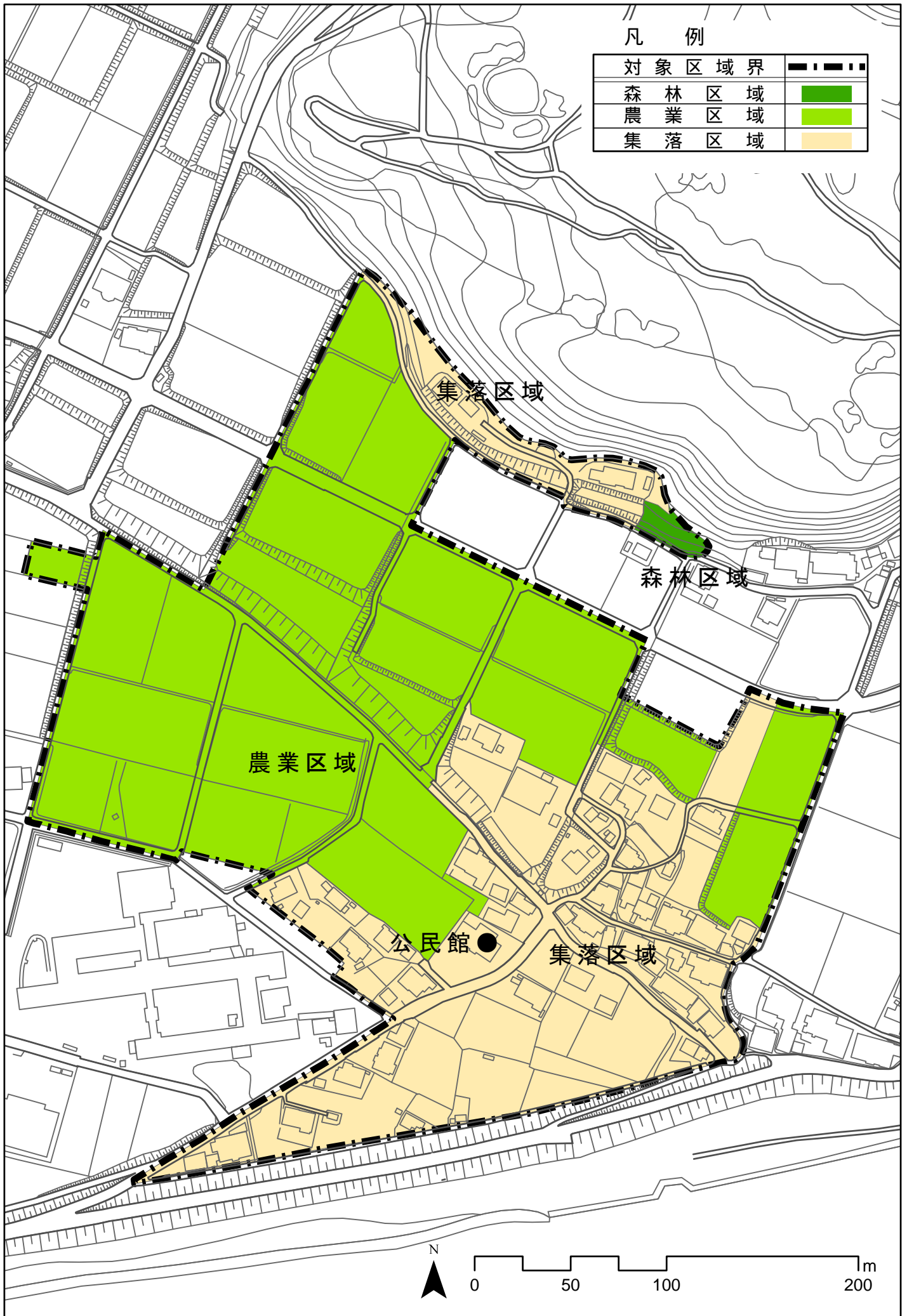
■ まちづくりに関する方針

計画の名称	日光口地区田園まちづくり計画	
まちづくりの基本目標	「豊かな水、みどり、生きもの」とくらすまち 日光口 地区の豊かな「水、みどり、生きもの」を保全しながら、美しい田園風景と調和した閑静な集落をめざし、生活環境を改善するとともに、人にやさしいまちづくりを進めます。	
目標人口 (新規居住者の住宅区域の設定上限)	110人(昭和52年時点の人口) 昭和46年以降でピークとなる昭和52年の人口(110人)と平成24年12月現在の人口(85人)の差は25人。この差分の戸数を、新規居住者の住宅区域として設定することが可能。その場合の最大戸数は、25人÷2.7人(平成24年の世帯当たり人数)≒9戸となる。	
まちづくりに関する方針	公共施設の整備を図る取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 集落内道路(構想図に示す区間)については、有効幅員4mを確保するため、中心線から2.17mのセットバックを行う。 舗装の損傷や凹凸など、歩行に支障のある部分(構想図に示す区間)の改善を図る。 不整形な形状の交差点(構想図に示す部分)については、隅切り部分を確保するなど、安全上の見通しと円滑な通行を確保する。
	その他の施設の整備を図る取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 旧公会堂敷地は、駐車場等の土地利用を検討する。 公民館の広場を交流の場として活用を図る。 桜並木沿いの公園整備を行う。 必要に応じて夜間の明るさ確保に向けた街灯整備を行う。 風水害などの災害に備えて必要な対策を行う。
	歴史・自然を活かす取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ほたるや蝶など多様な生物の生息環境を維持し、周辺の里山や田畑の豊かな自然環境を保全・育成する。 放棄田や放置された廃屋など、荒廃した土地利用を生み出さないよう、畦や田畑、家屋の適切な維持・管理に努め、美しい田園風景を保全する。 既存水路を活かした「水辺と桜並木のみち」の整備を推進する。 火の見櫓等を集落のランドマークとして保全し、適切な維持管理を行う。 集落の街並みや石積み、板塀などの伝統的意匠とともに、まとまりのある景観を形成する。 とんど、七夕祭り、送り火、釜祓い等の伝統行事の継承を図る。
ルールに関する方針	集落環境の保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さ：戸建住宅を中心とした集落環境をまもるため、2階建て(10m)以下とする。 汚水対策：建築物の新築、建替え及び増築の際には合併処理浄化槽を設置することが望ましい。
	集落景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> 建物を建築しようとする者は、まちづくり協議会に建築計画書を提出し、建築物が「地区景観基準」に適合しているまたは建築デザインとして処理されている等、運用基準同等以上に景観に配慮されていると判定を受け、同協議会と協定を締結後に建築に着手するものとする。 上記の協議は、別途定める「地区景観基準」に基づいて行う。
	地縁者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区の範囲とする。
【附図】まちづくり構想図		

■ 地区景観基準

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 建物の形態・意匠は、周辺の自然環境や田園風景との調和に配慮し、集落全体としてまとまりのある景観形成に寄与するものとする。 	
景観基準	建物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則として2階建て(10m)以下とする。
	屋根・外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、瓦もしくは瓦を感じさせる素材・色彩を用いる。周囲の街並みや田園風景に調和した色彩を基調とする。 屋根は、二方向以上の勾配屋根を推奨する。 外壁や外構は、できるだけ自然素材を用いる。そうでない場合は、周囲の街並みや田園風景に調和する落ち着いた色彩とする。基調となる色彩は彩度の低い落ち着いた色とする。 <p>以下に示すマンセル表色系の彩度以下とする。</p> <p>R(赤)・YR(橙)系：彩度6以下 / Y(黄)系：彩度4以下/他の色相：彩度2以下</p> <p>日光口の推奨基準</p> <p>R(赤)・YR(橙)系：彩度3以下 / Y(黄)系：彩度3以下</p>
	垣・柵の構造	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する垣または柵の構造は原則として生垣や自然素材を用いた街並みに調和した意匠とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、既存の中高木などの緑はできるだけ保全する。

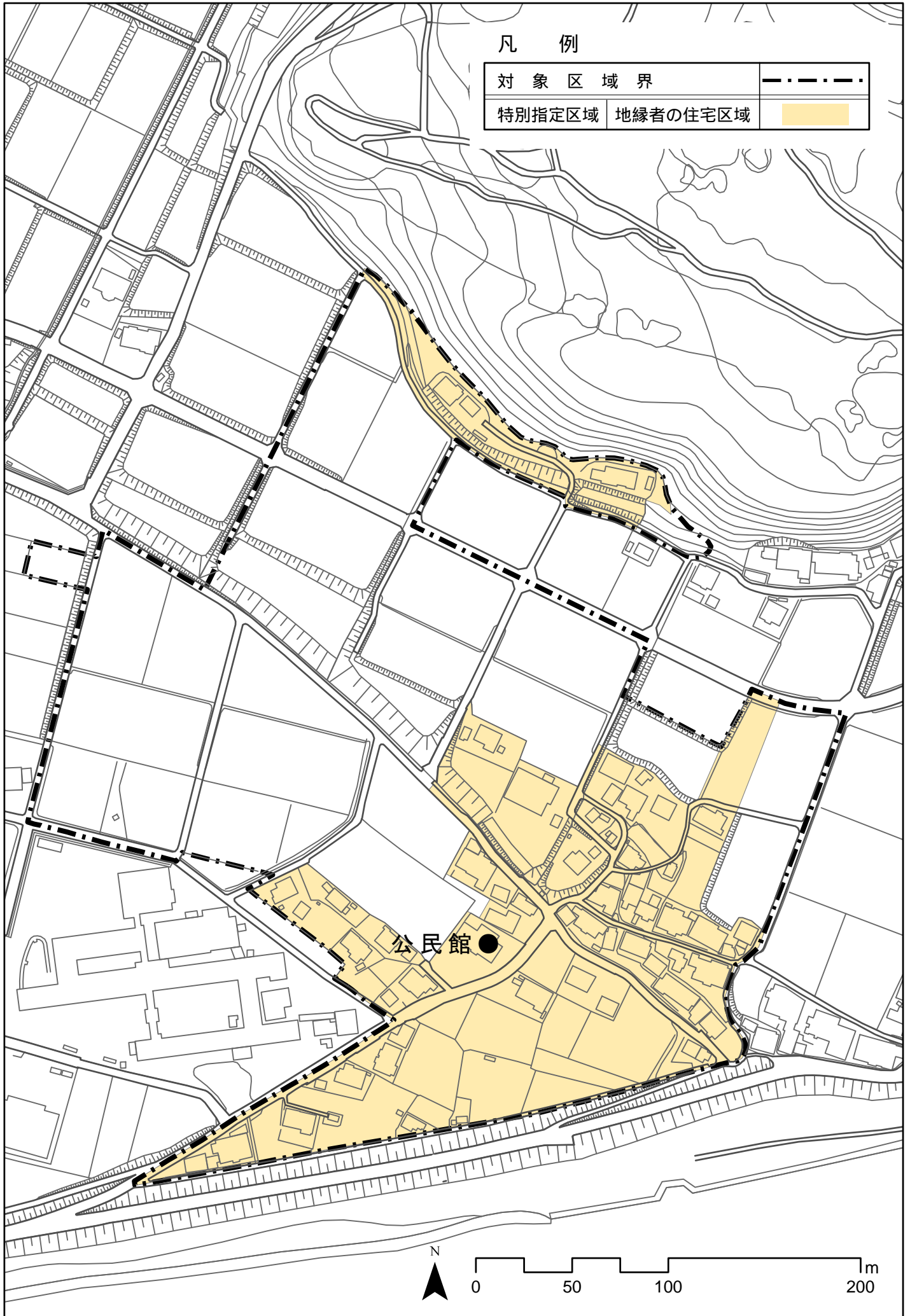
日光口地区土地利用計画図



日光口地区特別指定区域図

凡例

対象区域界	— · — · — ·
特別指定区域	■
地縁者の住宅区域	■



公民館 ●



0 50 100 200 m